

山形県水資源保全総合計画検討委員会（第2回）

日 時：平成25年7月9日（火）

午後1時30分から

場 所：山形県自治会館4階401会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

・山形県水資源保全総合計画（素案）…………… 資料1

・「山形県水資源保全総合計画の策定」及び「水資源
保全地域の指定」に向けた今後の進め方…………… 資料2

参考資料

・水資源保全地域のイメージ図

4 閉 会

山形県水資源保全総合計画検討委員会
出席者名簿

委 員

山形大学地域教育文化学部	教授	大友 幸子
山形県緑を育てる女性の会	代表	小山 勝子
水とくらしを考える会	幹事	佐多 和子
因幡堰土地改良区	理事長	富 樫 達 喜
古澤・内藤法律事務所	主任研究員	内藤 いづみ
鳥海やわた観光株式会社	会長	中 村 護
山形大学 農学部	教授	野 堀 嘉 裕
(欠席)		
山形県森林組合連合会	代表理事会長	佐藤 景一郎

山形県

環境エネルギー一部	部長	森谷俊雄
"	次長	齋藤 稔
"	環境企画課長	荒木 步
農林水産部	森林課森づくり推進主幹	古川和史
商工労働観光部産業政策課	鉱政専門員	五十嵐昭弘
農林水産部農政企画課	農地調整主査	小泉 篤
" 農村整備課	利水調整専門員	高橋正志
" 森林課	課長補佐（森林計画担当）	土屋隆一
環境エネルギー一部水大気環境課	課長補佐（水環境担当）	佐藤貢一
" みどり自然課	課長補佐（みどり環境担当）	横倉 肇
" 環境企画課	課長補佐（環境政策担当）	船山佳子
" " "	環境政策主査	齋藤満宏

山形県水資源保全総合計画（素案）

1. 計画策定の趣旨

山形県は、県土の7割に相当する約67万ヘクタールを森林が占めており、全国一の広い面積を有するブナの天然林をはじめ豊かな自然に恵まれている。

水資源は、県民の暮らしや農業、工業などの経済活動に欠くことのできないものであり、本県の豊かな自然環境に育まれている。

県は、森林等の土地の売買や開発行為が水資源へ重大な影響を及ぼすことを未然に防止するため、施策の基本となる事項及び水資源保全地域における事前届出制度などについて定める『山形県水資源保全条例（平成25年3月。以下本計画において「条例」という）』を制定した。

本計画は、条例第8条第1項の規定により、水資源の保全に関する施策の総合的な推進を図るために策定するものである。

2. 水資源の保全に関する基本的な考え方

水資源は、私たち県民及び事業者の日常生活や経済活動に欠くことのできない重要な資源であり、本県の豊かな自然環境に支えられていることに鑑み、良好な状態で将来の世代にこれを継承していく。

このため、森林等有する水源涵養機能を維持する取組みを推進するなど、水資源の保全を適切に実施していく。

3. 基本となる施策及び主な取組み

(1) 水資源の適正な利用及び保全のための施策

① 水資源の適正な利用の推進

ア 家庭における取組み

- ・ 日常生活において県民一人ひとりが節水に努めるなど、適正かつ効率的な水の利用を推進する。
- ・ 下水道などへの接続や合併処理浄化槽の設置・転換を着実にを行い、生活排水の適正処理を推進する。また、家庭における油や食べ物の残りなどを排水口に流さないことや、洗剤の適量使用などを推進し、生活雑排水の汚濁負荷の低減を図る。

イ 事業所等における取組み

- ・ 事業所や工場等において節水や用排水の再利用に努めるなど、適正かつ効率的な水の利用を推進する。また、事業所等における排水の管理や浄化対策の徹底を図るほか、有害物質等の地下浸透や土壌汚染及び地下水汚染の防止を図る。

ウ 農業用水の適正な利用と確保

- ・ 農業用水の水利施設の整備や適正な維持管理を通して、水資源の利用の合理化や水管理技術の向上を図り、農業用水の適正な利用と確保を推進する。

エ 水の有効活用

- ・ 消流雪用水や小水力発電など水の利用に当たっては、水資源や森林等が有する水源涵養機能の保全との調和に配慮し、地域の実情にあった有効活用を図る。

オ 地下水採取の規制

- ・ 山形県地下水の採取の適正化に関する条例に基づき地下水採取の適正化を推進し、地下水の保全と地盤沈下の防止を図る。

② 安全安心な水資源の確保

ア 河川・ダム等の管理

- ・ 安定的な水供給を確保するため、河川やダム等の管理施設の適正な維持管理を行う。

イ 生活排水処理施設の整備

- ・ 県が策定する生活排水処理施設の整備に関する基本構想に基づき、下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の計画的、効率的な整備を進め、生活排水の浄化対策を着実に推進する。

ウ 工場等からの排出水の監視

- ・ 工場・事業場からの排出水に対する監視、指導に計画的に取り組む。

エ 地下水位等の監視

- ・ 地下水の過剰揚水による地盤沈下を防止するため、地下水位及び地盤沈下の状況を定期的に監視する。

オ 公共用水域等の水質の測定

- ・ 河川・湖沼等の公共用水域や地下水の水質を定期的に測定し、その結果を公表する。

③ 県民協働による保全活動の推進

- ・ 美しい山形・最上川フォーラム、河川アダプト団体・河川アシスト企業などとの協働により、県民が河川・海岸などの水環境に親しみながら、その役割と保全について理解するとともに、保全する活動への参加を推進する。

(2) 森林等の水源を涵養する機能を維持するための施策

① 森林等の適正な土地取引の確保

ア 森林の売買等についての相談の仕組みづくり

- ・ 森林の売買、管理、経営等について土地所有者が相談できる仕組みづくりを市町村、森林組合等と連携して進める。

イ 森林の所有者等に関する情報の共有等

- ・ 森林法による新たな森林の土地所有者の届出制度や国土利用計画法による大規模土地取引の届出制度などの適正な運用を図るとともに、森林の所有者等に関する必要な情報を県や市町村が共有・利用するための仕組みづくりを進める。

② 森林等の適正な土地利用・開発の確保

ア 林地開発許可制度等の周知

- ・ 森林法による林地開発許可制度や伐採届出制度、山形県小規模林地開発取扱要領による開発計画書の提出など、森林の土地利用や開発に関する制度の周知を図る。

イ 開発行為等の巡視等の推進

- ・ 森林が有する水源涵養などの公益的機能の維持増進のため、水源涵養保安林の巡視、森林法の違反の監視、水資源保全地域における開発行為等の巡視など、森林等を監視する取組みを推進する。

③ 水源涵養機能等の公益的機能を持続的に発揮させる森林整備等の推進

ア 森林の整備の推進

- ・ 林業経営が可能な森林については、豊かな下層植生を維持するための間伐や枝打ちなどの保育作業を適切に実施し、適期に伐採利用するとともに、再生林による森林の更新を推進する。また、林業経営が困難な森林については、多種多様な樹種や林齢で構成される保水力の高い多様性のある森林への誘導を推進する。

イ 多様な主体による森づくり活動の推進

- ・ 地域住民・NPO・ボランティア団体・市町村等による森づくり活動や企業と地域が協働して行う森づくり活動など、県民みんなで支える森づくり活動を推進する。

④ 農地の保全や遊休農地の発生防止

ア 遊休農地の発生防止のための活動支援

- ・ 農地の水源涵養機能の維持を図るため、地域共同による農地、水路等の適正な維持管理活動など遊休農地の発生防止のための活動に対する支援を行う。

イ 農地の基盤整備と耕作放棄地の解消・発生防止の一体的な実施

- ・ 農地の水源涵養機能の維持・回復を図るため、農地の基盤整備と耕作放棄地の解消・発生防止のための関連施策を一体的に実施する。

(3) 水資源の保全の見地から適正な土地利用を図るための施策

① 水資源保全地域指定の考え方等

ア 基本的な考え方

- ・ 水資源保全地域として指定する地域は、公共に利用される水の取水地点とその集水地域を基本とし、地形や土地の利用状況等を踏まえ、水資源の保全を図るため特に土地の適正な利用を図る必要がある地域とする。また、地域における林業、農業、水産業、観光業などの産業の振興に資するよう配慮するものとする。

イ 表示

- ・ 水資源保全地域は、大字、字、地番、森林計画における林班など位置の特定が可能な情報により表示するとともに、これを示した水資源保全地域図を作成する。

ウ 複数の市町村の区域に及ぶ指定

- ・ 複数の市町村の区域に及ぶ水資源保全地域を指定する場合は、関係市町村及び県が相互に連携し、当該水資源保全地域に係る指定手続、指定の周知及び事前届出制度の適正な運用に十分留意する。

② 水資源保全地域における事前届出制度の運用

ア 水資源保全地域及び事前届出制度の周知

- ・ 水資源保全地域として指定した地域及び水資源保全地域における事前届出制度の内容について、市町村等と連携し、土地所有者等に対して理解と周知を図る。
- ・ 土地の利用に当たっては、水資源の保全や森林等が有する水源涵養機能の維持に十分配慮するよう要請する。

イ 他制度との連携・調整

- ・ 森林法、国土利用計画法などの他法令に基づく土地の取引等や開発行為に係る制度を運用する関係機関と十分連携・調整し、事前届出制度の適切な運用を図る。

③ 水資源保全地域における施策

ア 地域住民への周知と環境保全活動の支援等

- ・ 水資源保全地域について地域住民への周知を図るとともに、地域住民による水資源の保全の機運を醸成する。また、地域住民や多様な主体の連携による水資源の保全に資する環境保全活動や森づくり活動を推進する。

イ 水源涵養機能を高度に発揮させる森林整備等の推進

- ・ 水資源保全地域の森林については、森林法の規定に基づき、森林所有者との合意形成を図りながら計画的に保安林に指定し、必要に応じて治山事業等による保全対策を実施するなど、保水機能の高い森林の造成等を図る。
- ・ 水資源保全地域の森林については、森林所有者等が実施する森林の整備等に対して各種補助事業や県単独事業を活用して積極的に支援するほか、やむを得ず公的な関与が必要な森林については、公的な主体による森林整備を行う。

(4) (1)～(3)の施策について県民、事業者及び土地所有者等の理解の促進を図るための施策

① 水資源の保全に係る意識の高揚

ア 県民、事業者等の理解促進

- ・ 水資源の保全に関して広く県民、事業者等への理解の促進を図るとともに、水資源の保全に資する身近な行動や取組みを推進する。

イ 適正な土地利用の理解促進

- ・ 水資源保全地域外の森林、農地などの土地の所有者や利用者等に対し、森林等が有する水源涵養機能を維持するための適正な土地利用についての理解促進を図る。

ウ 全国育樹祭等を契機とした理解の促進

- ・ 全国育樹祭や全国豊かな海づくり大会を契機とし、森林が有する水源の涵養機能の維持増進、海や河川・湖沼の水環境の保全について一層の理解の促進と取組みの推進を図る。

② 県民、事業者等多様な主体による連携と協働

- ・ 県民、事業者、NPO・ボランティア、関係団体、市町村等多様な主体による水資源保全のための取組みを促進するとともに、それぞれの環境保全活動や森づくり活動などに関する情報を共有し、各主体間の連携・協働を推進する。

③ 環境教育の推進（人づくり）

- ・ 水環境や河川・海岸の保全活動、森林環境学習や水生生物調査などの環境学習を通して、水資源の保全について一人ひとりが理解し、身近なところから行動する人づく

りを推進する。

4 計画の推進

県は、本計画に基づく施策の実施状況について山形県環境審議会へ報告し、県民に広く公表するとともに、これに対する意見・提言を踏まえた施策の検証と見直しを行い、実効性のある計画の進行管理を行う。

本計画は、5年後を目途として、策定時に想定されなかった水資源に関する新たな課題、法律や国の施策、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。

山形県水資源保全条例に基づく「水資源保全総合計画の策定」及び
「水資源保全地域の指定」に向けた今後の進め方について

H25.7.9(火)

	水資源保全総合計画の策定	(参考)水資源保全地域の指定
25年6月	計画検討委員会【第1回】 ・計画骨子の検討	取水地点に係る集水地域の把握
7月	計画検討委員会【第2回】 ・計画案の検討 計画検討委員会【第3回】 ・計画案のとりまとめ	市町村と調整しながら保全候補 地域を選定
8月	環境審議会から意見聴取 計画案のパブリックコメント(1箇月)	市町村長及び環境審議会から意見聴取 保全地域案の縦覧(2週間) 保全地域案の周知
9月	計画の策定・公表	保全地域の指定(告示) ※なお、その後市町村との調整が整った ものについて順次追加指定していく